

【障害福祉サービス】

障害福祉サービスはそれぞれの居住市区町の障害高齢課，社会福祉課，保険年金課等から申請手続きの案内がくるのではなく，自己申請となります。

ここでは，仙台市作成の「せんだいふれあいガイド」を参考に，知的障害にかかわる障害福祉サービスを抜粋して紹介します。仙台市以外の地域でも同様の制度がありますので，詳しくは居住市区町の障害高齢課，社会福祉課，保険年金課等にご確認ください。

1 各種手当について

主なものとして以下の3つがあります。支給額については居住区市町によって若干の差があります。また，その年により若干の変更がある場合があります。

- ①障害児福祉手当
- ②特別児童扶養手当
- ③特別障害者手当

①障害児福祉手当

内容

20歳未満で重度の障害があり，日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方（おおむね身体障害者手帳1級，2級の一部，療育手帳Aの一部，あるいは極めて重度な精神障害，内部疾患，難病の方など）に支給します。

対象となる方

20歳未満の方で，別表のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし，次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ・児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所している方
- ・障害を支給事由とする公的年金を受給している方
- ・障害児本人又はその扶養者の所得が一定額を超えている方

別表

1	両眼の視力の和が0.02以下のもの（視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する）
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの

7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められている状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

所得制限について

障害のある方本人又はその扶養者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

所得制限限度額（以下「限度額」といいます。）については、扶養義務者の数などによって異なります。詳しくはお住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係までお問い合わせください。

限度額		
扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,604,000円以下	6,287,000円未満
1人	3,984,000円以下	6,536,000円未満
2人	4,364,000円以下	6,749,000円未満
3人	4,744,000円以下	6,962,000円未満

※地方税法上の所得額とは、控除の種類等が異なります。

※障害のある方本人については、扶養親族等に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。

※配偶者及び扶養義務者については、扶養親族が2名以上いて、さらにその中に老人扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。

手当額(令和2年4月分から)

月額14,880円支給方法

認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2, 5, 8, 11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

受給するための手続き

手当を受給するためには、お住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係で申請手続き(認定請求)が必要です。

<申請手続きに必要なもの>

1. 所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
2. 預金通帳又は貯金通帳(本人名義)
3. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳

※所得額を証明する書類が必要となる場合があります。該当する要件等によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係へご相談ください。

②特別児童扶養手当

内容

精神や身体に中度以上の障害のある児童の父又は母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）、父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

資格要件

手当を受けるためには、次の資格要件に該当する方が、認定請求書に必要書類を添えて受給資格及び手当の額について認定を受ける必要があります。

心身に中度以上の障害がある 20 歳未満の児童（障害の程度は下記 1 級、2 級を参照してください）を養育している父又は母、あるいは父母に代わってその児童を監護している方障害の程度（障害の程度により、1 級または 2 級に認定されます）

- ・ 1 級…身体障害者手帳「1 級」「2 級」の一部、療育手帳「A」及びこれらと同程度の障害を有する児童
- ・ 2 級…身体障害者手帳「3 級」「4 級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障害を有する児童（ただし、内部障害の場合は必ず診断書が必要です。）

※ただし、以下のような場合は手当を受けることができません。

- ・ 児童が施設に入所しているとき
- ・ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ・ 申請者及び児童が日本国内に住所がないとき

支給額（令和 2 年 4 月改定）※令和 3 年 4 月からの手当額については、改定されません。

1 級…児童 1 人につき 52,500 円（月額） 2 級…児童 1 人につき 34,970 円（月額）

手当は、4 月（12～3 月分）、8 月（4～7 月分）、11 月（8～11 月分）に支給となります。

所得制限限度額の表

扶養親族等の数	手当を請求する人（本人）	扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
0 人	459 万 6 千円	628 万 7 千円
1 人	497 万 6 千円	653 万 6 千円
2 人	535 万 6 千円	674 万 9 千円
3 人	573 万 6 千円	696 万 2 千円
4 人目以上加算額	1 人につき 38 万円	1 人につき 21 万 3 千円

※「扶養親族等」とは、課税台帳上の扶養親族をいいます。

※同居している家族（扶養義務者）それぞれの所得が限度額以上のときは、手当が支給停止になります。

※扶養親族等のなかに下記の方がいる場合は、限度額に次の額を加算した額が限度額となります。

(1) 本人の場合

ア. 同一生計配偶者（70歳以上の者）又は老人扶養親族1人につき10万円イ. 特定扶養親族1人につき25万円

(2) 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の場合

ア. 老人扶養親族の他に扶養親族等がいる場合、老人扶養親族1人につき6万円

イ. 老人扶養親族の他に扶養親族等がない場合、老人扶養親族から1人を差引いた人数1人につき6万円

申請方法
手当を申請する際には、申請する方がお住まいの区の区役所保育給付課（総合支所の区域にお住まいの方は総合支所保健福祉課）へご相談ください。申請に必要な書類等は次のとおりです。

1. 申請に必要な書類

(1) 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書

- ・1ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・申請者と児童の戸籍が別々の場合は1通ずつ必要です。
- ・申請者が外国籍の方で児童が日本国籍を有する場合は児童の戸籍が必要です。

(2) 医師の診断書

児童の障害について所定用紙による医師の診断書（1ヶ月以内に発行のもの）が必要です。診断書の所定用紙は区役所・総合支所の窓口から受け取るか、仙台市のホームページからダウンロードしたものがご利用いただけます。

ただし、次に該当する場合は診断書を省略できる場合がありますので、区役所・総合支所の窓口で確認してください。（内部障害は診断書を省略できません。）

イ. 身体障害者手帳1級・2級・3級

視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、肢体不自由による手帳の交付を受けている場合

※視覚障害は、身体障害者手帳に記載されている視力の値によって、診断書の省略可否が変わります。

ロ. 身体障害者手帳4級の一部

肢体不自由（下肢）の一部による手帳の交付を受けている場合

ハ. 療育手帳A

手帳の判定を受けた月が、請求月を含めて4ヵ月以内の場合

2. 申請時に持参していただくもの

(1) 身体障害者手帳または療育手帳

（上記1.(2)のイ.ロ.ハ.以外の手帳をお持ちの方でもご提示ください。）

(2) 申請者の口座が分かるもの（預金通帳等）

(3) 外国籍の方は在留期間を確認できるもの（在留カードなど）

(4) 申請者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

(5) 申請者の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真入りのもの、顔写真入りの身分証明がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）

※平成 28 年 1 月 1 日より，申請時に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となっております。

3. 窓口でご記入いただく書類・聴き取りにより係員が記入する書類

- (1) 認定請求書
- (2) 生計維持等に関する調書
- (3) 特別児童扶養手当認定請求者の現況調書

4. 上記のほかに，申請する方の世帯の状況等により必要となる場合がある書類

※添付書類は申請する方の状況により異なりますので，区役所・総合支所の窓口で確認してください。

(1) 各種申立書

イ. 別居監護申立書 申請者が対象児童と別居している場合

ロ. 養育申立書 申請者が父母に代わって対象児童と同居し，養育している場合

ハ. 監護申立書 申請者が日本人で，対象児童が外国籍の方の場合ニ. その他 居住申立書・不在申立書 等

(2) 住民票

対象児童が仙台市外に居住している場合に必要になります。対象児童の世帯全員のもので，続柄，本籍，履歴が記載されているものを提出してください。

1 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

障害の程度		
障害の種類	1 級	2 級
視力障害	1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
聴力障害	2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
平衡機能障害		3 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害		4 そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害		5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

<p>肢体不自由 (上肢)</p>	<p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p>	<p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p>
<p>肢体不自由 (上肢)</p>	<p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p>	<p>11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢の足関節以上で欠くもの</p>
<p>肢体不自由 (体幹)</p>	<p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p>	<p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p>
<p>その他</p>	<p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不要ならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

その他

特別児童扶養手当の受給者または扶養義務者が災害により住宅等の財産について、その価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害（2 分の 1 以上の損害とは、本市で発行する罹災証明書において大規模半壊以上の判定を受けたもの等をいう。）を受けた場合は、所得制限の適用を受けず全部支給になる特例措置を受けられる場合があります。所得制限の特例措置の適用には、被災状況書及び罹災証明書等の提出が必要です。なお、翌年に令和元年分の所得を確認し、所得制限限度額以上となるときは特例措置により支給した手当の差額を返還していただく必要がございます。詳しくは区役所・総合支所にお問い合わせください。

③特別障害者手当

内容

20歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方（おおむね身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など）に支給します。

対象となる方

20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

1. 別表アの障害が2つ以上ある方
2. 別表アの障害が1つ以上あり、かつ、別表イの障害が2つ以上ある方
(別表イの障害は、別表アの障害とは別の障害である必要があります)
3. 上記1又は2と同程度以上の障害がある方

ただし、次のいずれかにあたる方は受給できません。

- ・施設等に入所している方
- ・病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している方
- ・障害のある方本人又はその扶養者の所得が一定額を超えている方別表ア

別表ア

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの(視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する)
2	両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表イ

別表イ	
1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの(視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する)
2	両耳の聴力レベルが 90 デジベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

所得制限について

障害のある方本人又はその扶養者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

所得制限限度額（以下「限度額」といいます。）については、扶養義務者の数などによって異なります。詳しくはお住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係までお問い合わせください。

限度額		
扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,604,000円以下	6,287,000円未満
1人	3,984,000円以下	6,536,000円未満
2人	4,364,000円以下	6,749,000円未満
3人	4,744,000円以下	6,962,000円未満

※地方税法上の所得額とは、控除の種類等が異なります。

※障害のある方本人については、扶養親族等に老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。

※配偶者及び扶養義務者については、扶養親族が2名以上いて、さらにその中に老人扶養親族がいる場合、限度額が引き上げられます。

手当額(令和2年4月分から)

月額27,350円 支給方法

認定後、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、年4回(2, 5, 8, 11月)に3ヶ月分ずつ本人の口座に振り込まれます。

受給するための手続き

手当を受給するためには、お住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係で申請手続き(認定請求)が必要です。

<申請手続きに必要なもの>

- ・所定の様式の診断書(用紙は窓口にあります。)
- ・預金通帳又は貯金通帳(本人名義)・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳

※所得額や公的年金等の受給額を証明する書類が必要となる場合があります。該当する要件等によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお住まいの区の区役所または宮城総合支所障害高齢課障害者支援係へご相談ください。